

報 告 事 項

No. 1

報 告 先		報 告 者	山崎 八郎
日 時	49 年 4 月 12 日	曜 日	時 分

報告・決裁

本山について

I 泉内の実権は、全部彼下に集中して、その一存で決定されるというこのようです。

その事務処理については、泉務院では藤本庶務部長、内事部では早瀬理事が、それぞれ一手に掌握し、他の介在を許さぬ存在です。この二人の動向が今後重要視を増すと思われます。

総監、教学部長はさうさかといえは浮いたように感じています。一面総監と理事は密接な連絡をとり合っています。

II. 今回の道路問題、土地問題は、よほどこたえたのみえて、改革

には、本山も覚悟をきめてとゞく
ふつものようです。ことに
早瀬理事が積極的で、

自分はも年向、昔レみながら、
この機会をきめていた。今思っ
切、てやうなわければやるとき
がな。今まで何度か、こも
うんといわなかった脱下か、
や、と折れたのだから、元々
まうぬうちに、進めたい。、
と、いってあり、自身で宗教法人
法の勉強もしています。未
制未規、本山規則の改定
も辞さなうとの考えを述べて
おりました。

この方向には、総監、藤中底
務部長も同調していきよう
です。ただその他の増出
達はいまだに事態の深刻
さも知らず、学会の刺激で
改革を進めよのに、抵抗す
る空気もありようがある。

理事が、しゃにんに押して
る感いです。

Ⅱ このように、一応、こちらの意見
を全面的に容れて、改革
しようという意向が、あきと
はたしかなようです。理事は
“必要があれば、どんな形
類でも見せます。何でも認
めます” という態度です。
又、将来とも自力での運営が
できず、学会側の世話にたよ
る事になることも、ほぼ承知
しています。財政面につきは
登山会以外の収益事業は
(例外のものも含めて)や
るつもりだと、この面でも
学会だけに依存するかのよう
に感じます。

しかし、根柢の好悪なもの
には、時折りひやりとした
ものを感じさせられます。

例えは 会請の端々に、"尊延
 は、豊友会が参、ていたとき
 は隆盛だ、たか、豊友会が
 ダメにな、てから次才にさびれ
 て来た。本山は とういうこと
 にならな、ように 氣をつけね
 ばならな、" (現代社会に
 おける 重取者の 役割につい
 て 話して いるとき) "何とい
 う、この 弾所の 特赦は 宗教
 法人法で 認められて いるの
 だから、これを 最大限に
 利用して 悪、はずか、な、"
 学会の 折伏で 信者が 入っ
 て来たが、これを けう 走着さ
 せろか、が 寺の 役目だ" 等の
 言葉が 出てきます。
 これは 後、下の 説法と 同い
 趣意の ことであり、要は "学
 会が けう なる"と、本山は
 もう ことえ、さ、れ、ろ、う、に、レ、" "
 "弾所には、特赦が 許されて

い子ので、それを信徒から乞うべきでない、という意図を露骨に示すものです。

信徒の中に流れる反学会感情（Gが中心であることは間違いない）をとらえてあやせて考えると、“学会の健全な側面は、せっせっ利用しよう、学会がもしものことかあ、これも、信者ばかりはしゃかりつかんでいこう、”という考えです。最近基礎の造成に力をいれようといふその表れと思われます。

要するに、総監、理事、庶務部長らの考えは、後下の老令により硬直化し、かつマンモス化にいいなりになってきた米内体制をこの際近代化せねばならず、そのためには、全面的に学会の圧力と力をかりなければならない。

そうかといって、本山、僧侶の
 权威と特権は将来のため
 侵されたくなく、ということの
 ように思われます。要するに、
 本山と学会と一休不二の
 体制に於て、広宣流布と
 いう宗教的使命願は感ぜ
 られず、むしろ、寺の維持、
 僧侶という取組の維持
 ということに徹してゐるの
 ではなかつたかの印象を受け
 ます。

Ⅳ. 今周、地元であつた諸問題
 が、本山の地元渉外の主要な
 ことも重大な原因とあり二とは
 既に指摘したとおりであ
 るが、本山と地元のつながり
 には、まことに微妙なものが
 あります。

本山の総代は、元々野村
 の有力者であり、周辺には、

法草講 がたくさんいますか
その向には、学会に対する
反感と警戒心 があります。
昨年春、青森事件を
おこした 渡辺泰雄 は、法
草講の幹部ですが、それが
所々つめたとき、'公本堂は
学会がくっつたのだから、とか、
"親下を青訴するのではなく、
地田会長だけを青訴するの
だ" と思つて、青訴状'に印
を押した。と述べていま
す。

今回の果議補選に立候補
する渡辺紀 (法草講員) に
いて親下は、公明党から支
援してほしいといっていますか。
その渡辺を推す有力者は
日永とそれから渡辺泰雄
です。又親下は渡辺泰雄
らの陳状を入手して、自派
地区にある本山の工地

をゴルフ場用地として太平洋クラブに賃貸しています。

総代の篠原一は日永と親しく、日永の推選で界協の副理事長に就任しています。

本山としては、法華請員のたぐいさんい子旧上野村周辺ばかりを地元と考へ、西側をみてきたが、富士宮市全域を地元と考へてりながら、といえます。そして旧上野村と大石寺の関係は、

妙法寺と保田周辺との関係に似たものがあります。

端好にいえば、これまで上野地区を親大石・天字会で、それ以外の富士宮市は、大石寺・天字会でした。ところが、ここに来て、(上野を除く)富士宮市としては、親天字会、やや本山批判派と

いった具合に存続していきま
す。このことは、本山も敏感
に感じて警戒しています。
なお、総代をはじめ、地元の
有力な法華講員が、日永と
親しい以上、本山情報
はつと授けも当然です。
逆来逆受もそうした申かられて
います。

地元対策については、うっか
り本山側に諮せたいし、遂
に本山に属するものは予側
にえうと、そのまま本山に
流れろという事です。

Ⅱ. 今後の私達の作業の進め方 について。

本山の問題については、ほぼ
全容をつかみましたが、今後
どのような処理して行くか
ついて二とわり考えられます。
一つは、本山をいづれ度

係を清算し世子を得たのか
 学会に火の粉がかりかか
 ない範囲で、つまり、向う三年
 間の安全確保をすかり、そ
 の間、学会との関係では
 いっでも清算でまきように
 しておくという方法であり、
 いま一つは、長期にわたる
 本山管理の仕掛けを
 今や、ておいて背後を固め
 るという方法です。

本山管理に介入することは、
 火中の栗をひろう結果になり
 かねない危険が多分にあり
 ます。

しかし、私の考えでは本山、
 末は、急や大学、あるいは、
 町会以上の、学会にとりて
 は、価値のある外部と見
 (存在)われ、これを安定的に
 引きつけておくことは、広布
 戦略の上で欠かせない要

素ではなつかと思われます。
こうした観点から、後者の
路線でありふしかなく
に思われます。

そのための布石としては、

- (1) 本山事務機構（法人事務、
経理事務）の実質的支配
- (2) 財政面の支配（学会依
存度を高める）
- (3) 渉外面の支配
- (4) 信託にありき統率権の
支配（条約、条規における
法草議、総議頭の権限の
確立、海外布教の確
立等）
- (5) 墓地、興礼の執行権の
保護
- (6) 総代会による末裔支配

が必要で、これらことは
機会をとらえながらやりが
てをいくことが必要である。今回の
ことは、(1)、(2)、(3)を確立し

更に (4) まで確立できるチャンス
ではあります。

いずれにせよ、先生の高度
の判断によつて決せられる
べきと思っておりますので、裁断
をあおぐ次第です。